

大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

大仙市農業委員会は、大仙市農地利用最適化推進委員について欠員が生じたため、次のとおり大仙市農地利用最適化推進委員を募集します。

1 募集人数

1人（欠員が生じている「大曲2」の担当推進委員1人を募集します）

地区・番号	担当区域	人数
大曲1	大曲通町、大曲福住町、大曲丸の内町、大曲白金町、大曲丸子町、大曲福見町、大曲戸巻町、大曲中通町、大曲黒瀬町、大曲の一部（詳細は別紙）、戸蔭、東川、和合	1
大曲2	大曲大町、大曲上大町、大曲浜町、大曲花園町、大曲金谷町、大曲須和町一丁目、大曲須和町二丁目、大曲須和町三丁目、大曲上栄町、大曲栄町、大曲若葉町、大曲田町、大曲住吉町、大曲日の出町一丁目、大曲日の出町二丁目、大曲飯田町、大曲の一部（詳細は別紙）、飯田、川目、小貫高畑	1
大曲3	佐野町、朝日町、大花町、福田町、富士見町、若竹町、幸町、美原町、泉町、花館上町、花館中町、花館柳町、花館	1
大曲4	内小友の一部（詳細は別紙）	1
大曲5	内小友の一部（詳細は別紙）	1
大曲6	大曲あけぼの町、大曲緑町、大曲川原町、大曲船場町一丁目、大曲船場町二丁目、大曲西根、蛭川	1
大曲7	藤木、下深井、六郷西根	1
大曲8	四ツ屋の一部（詳細は別紙）、高関上郷	1
大曲9	四ツ屋の一部（詳細は別紙）、新谷地、松倉	1

大曲 10	角間川町	1
-------	------	---

2 任期

委嘱された日 から 令和5年7月30日 まで

3 身分

大仙市の特別職の非常勤職員

4 報酬

「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例」で定める額が支給されます。

5 推薦・応募の要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、担当する区域において、その職務を適切に行うことができる者。

ただし次のいずれかに該当する者は、推進委員となることができません（農業委員会等に関する法律第18条第4項）。①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 職務内容

①担当区域において農業委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用最適化の推進に関する現場活動を日常的に行います。

②「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・変更や農地等利用最適化推進施策について、必要に応じて総会に出席し意見を述べます。

③担当区域における農地法や他の法令に基づく農地の権利移動・農地転用の許可、農用地利用集積計画の決定等に関して、現地調査を行うとともに、必要に応じて総会等に出席し情報等を提供します。

④農業委員会等が開催する会議や研修に出席します。

⑤農家からの相談、農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報提供を農業委員と連携して行います。

※農地利用最適化委員は、活動内容を月ごとに記録し、農業委員会事務局へ提出する必要があります。

7 推薦及び応募の方法

推薦及び応募の方法は、個人又は団体等からの推薦を受けて申し込む方法と本人が応募する方法があります。

(1) 推薦書及び応募書の様式等

方法	様式	記入等
個人又は団体等による推薦	様式第1号	個人推薦の場合、推薦者が必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。
		団体等推薦の場合、必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。
本人による応募	様式第2号	本人が必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。

(2) 募集要項等の書類

募集要項、推薦書及び応募書は、農業委員会事務局、大曲分室及び各支所の分室で配付しております。また、市ホームページ（農業委員会のページ）からもダウンロードできます。

8 募集期間及び提出先

令和3年8月30日（月） から 令和3年9月30日（木） まで

①持参の場合 ⇒ 平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

②郵送の場合 ⇒ 農業委員会事務局のみで受け付けます。令和3年9月30日必着のみ有効となります。

提出先

提出先	提出方法	住所及び宛先
大仙市農業委員会事務局	① 直接持参 ② 郵送	①大仙市役所神岡支所 1階 ②〒019-1701 大仙市神宮寺字蓮沼 16番地 3
大曲分室	①直接持参のみ	大仙市役所大曲庁舎 2階 (大仙市大曲花園町1番1号)

西仙北分室	①直接持参のみ	大仙市役所西仙北支所 農林建設課内 (大仙市刈和野字本町 5 番地)
中仙分室	①直接持参のみ	大仙市役所中仙支所 農林建設課内 (大仙市北長野字茶畑 141 番地)
協和分室	①直接持参のみ	大仙市役所協和支所 農林建設課内 (大仙市協和境字野田 4 番地)
南外分室	①直接持参のみ	大仙市役所南外支所 農林建設課内 (大仙市南外字下袋 218 番地)
仙北分室	①直接持参のみ	大仙市役所仙北支所 農林建設課内 (大仙市高梨字田茂木 10 番地)
太田分室	①直接持参のみ	大仙市役所太田支所 農林建設課内 (大仙市太田町太田字新田田尻 3 番地 4)

9 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間と期間の終了後に、提出された書類をもとに以下の内容を公表します。

- ①推進された又は応募する区域
- ②推薦者の氏名、職業、年齢及び性別（推薦者が団体等である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該団体等の性格を明らかにする事項）
- ③被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④推薦又は応募の理由
- ⑤推薦者が被推薦者を農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農業委員に応募しているか否かの別
- ⑥被推薦者の数
- ⑦応募者の数

10 候補者の選考

推進委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに総合的な観点から協議し選定します。必要に応じて面接を実施する場合があります。

1 1 選考結果の通知

選考結果は、推進委員候補者評価委員会終了後、速やかに本人及び推薦者に郵送で通知します。

注意事項

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方を兼務することはできません。
- ・農地利用最適化推進委員は、複数の地区の農地利用最適化推進委員になることはできません。
- ・他法令等により、農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職の者は候補者になりません。
- ・農地利用最適化推進委員は政治活動の制限はありませんが、特別職の地方公務員であるため、その公の地位を利用した選挙運動をすることは禁止されています。
- ・農地利用最適化推進委員には職務上知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務があります。この義務はその職を退いた後も同様です。
- ・申し込み状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、大仙市ホームページで公表します。
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。
- ・推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となります。
- ・推薦書等に記載された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関等に対して照会を行う場合があります。

《お問い合わせ・郵送での申込先》

大仙市農業委員会事務局

〒019-1701 大仙市神宮寺字蓮沼16番地3 大仙市役所神岡支所内

電話 0187 (72) 4611

FAX 0187 (72) 2413